

援助内容(支給金額・時期については、変更される場合があります。)

| 支給する項目             | 支給対象学年          | 支給金額             | 支給方法及び時期                                                                                                       |
|--------------------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 修学旅行費              | 小学6年生、<br>中学3年生 | 実費相当分            | 旅行実施から概ね2か月後に保護者口座へ振り込み<br>ます。<br>※おやつ代、こづかい等の旅行経費外の費用は含まれませ<br>ん。<br>※キャンセル料が発生した場合は教育長が認める場合のみ<br>支給対象となります。 |
| 学校給食費              | 全児童生徒           | 実費相当分            | 校長へ委任払                                                                                                         |
| 学用品費               | 小学1年生           | 月額1,102円         | 保護者口座へ振り込みます<br>(8月末、3月末の年2回)                                                                                  |
|                    | 小学2～6年生         | 月額1,291円         |                                                                                                                |
|                    | 中学1年生           | 月額2,086円         |                                                                                                                |
|                    | 中学2～3年生         | 月額2,275円         |                                                                                                                |
| 新入学学用品費<br>(入学前支給) | 就学予定者           | 57,060円          | 2月1日時点で認定されている世帯に対し、保護者口<br>座へ振込みます(2月末)。                                                                      |
|                    | 小学6年生           | 63,000円          | ※令和7年度就学援助の準要保護認定を令和8年2月<br>1日現在で受けている場合は、令和8年2月末に支<br>給します。                                                   |
| 新入学学用品費            | 小学1年生           | 57,060円          | 収入判定世帯は7月末、それ以外の世帯は5月末<br>(4月認定者のみ)                                                                            |
|                    | 中学1年生           | 63,000円          | ※入学前支給を受けている場合は支給されません。                                                                                        |
| 体育実技用具費            | 小学1年及び4年        | スケート靴購入<br>相当分   | 10月下旬よりスケート靴引換券を発行します。<br>(詳細は別途通知)<br>※10月から12月の間に認定期間のある方のみ。<br>学校の授業内容に従いどちらか一方を支給。                         |
|                    | 中学1年生           | スケート靴購入<br>相当分   |                                                                                                                |
|                    |                 | スキーセット購<br>入相当分  |                                                                                                                |
| 医療費                | 全児童生徒           | 実費相当分            | 収入判定世帯は7月、それ以外の世帯は6月より医療券発行<br>(虫歯治療等指定の疾病のみ)                                                                  |
| PTA会費              | 全児童生徒           | 実費相当分<br>(上限額あり) | 3月下旬に保護者口座へ振り込みます。<br>※支給上限額(1人あたり)<br>小学校:3,450円 中学校:4,260円                                                   |
| 生徒会費               | 中学1～3年生         | 実費相当分<br>(上限額あり) | 3月下旬に保護者口座へ振り込みます。<br>※支給上限額 5,550円                                                                            |

※現在、生活保護を受けている人は、就学援助を申請すると修学旅行費のみが補助対象になります。

※義務教育学校の児童生徒については、支給対象学年中「小学」を読まず、「中学1年生」を「7年生」に、「中学3年生」を  
「9年生」に、「中学2～3年生」を「8～9年生」に、「中学1～3年生」を「7～9年生」に、支給方法及び時期「小学校」を  
「前期課程」に、「中学校」を「後期課程」に読み替えるものとします。